

暴力団排除条例における 利益供与の禁止

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

荒井隆男

Q 事業者が暴力団と関わるべきではないと理解していますが、

事業者が暴力団関係者と取引や交友した場合に、どのような問題が生じるか教えてください。

A 二〇一一年十月一日に全都道府県で施行されることになった

暴力団排除条例(以下、暴排条例)において、暴力団の資金源に打撃を与える観点から、暴力団を名宛人とする規制のみならず、事業者を名宛人とする規制が設けられています。事業者が暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係を遮断することは、企業の社会的責任の一環であり、また、コンプライアンス上の要請であることが広く認識されています。それにもかかわらず、暴力団関係者との関係を遮断しない事業者は、以下で述べるように数々の重大なリスクにさらされることとなります。

1. 利益供与の禁止に違反する場合の制裁

暴排条例の内容は、都道府県ごとに異なるところもありますが、ほとんどの暴排条例において、相手方が一定の暴力団関係者であることを知りながら取引することが、原則として禁止されています(いわゆる「利益供与の禁止」。東京都の暴排条例では第二十四条三項本文、表)。事業者がこれに違反する場合には、公安委員会による指導や勧告を受けたり、事業者名等を公表されるといった制裁が予定されています(東京都の暴排条例では第二十九条一項五号)。

利益供与の禁止規定の文言は「利益供与をしてはならない」というものですが、相手方である暴力団関係者から正当な対価の支払いを受ける取引であっても、暴力団関係者に対して一定の便益を提供する以上は「利益供与」に該当することになります。

す。暴力団関係者を不当に利するような裏取引のみならず、経済合理性を備える通常の取引であっても、相手方が一定の暴力団関係者に該当する場合には規制の対象となることに留意が必要です。

利益供与の実例については、警視庁のウェブサイトにおいて、「造園業者が、指定暴力団傘下組織が資金源としている観葉植物リース業務を代行し、都内の飲食店等における植物の交換や代金回収をするなど、同組織に利益を供与していたもの(二〇一一年十二月)」「マットレンタル業者が、指定暴力団傘下組織が資金源としているマットのレンタル契約を継続し、都内の飲食店等におけるマットの配達・提供を行うなど、同組織に利益を供与していたもの(二二年八月)」「飲食店経営者が、指定暴力団の会合場所を提供し、同組織に利益を供与していたもの

(二四年七月)」等を確認することができません。

2. 風評毀損等その他社会的制裁

暴力団排除の社会的機運が高まる現在、多くの地方自治体が入札参加資格基準等に暴力団排除条項(以下、暴排条項)を導入しています。

警察からの通報により、入札参加登録をしている企業の役員が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している等の事情が判明すれば、同企業の入札参加資格を一定期間停止するなどの措置をとっています。実際に、代表者が特定の暴力団員と頻繁に飲食を共にしている事情に基づき、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を認定され、入札参加資格を停止された企業もあります。

このような排除措置が実際にとられると、地方自治体によっては、県警のウェブサイトで企

表 東京都暴力団排除条例 第24条

- 第二十四条 事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。
- 一 暴力的不法行為等
 - 二 当該規制対象者が暴力団員である場合において、当該規制対象者の所属する暴力団の威力を示して行う法第九条各号に掲げる行為
 - 三 暴力団員が当該暴力団員の所属する暴力団の威力を示して行う法第九条各号に掲げる行為を行っている現場に立ち会い、当該行為を助ける行為
- 2 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。
- 3 事業者は、第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、規制対象者又は規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。
- 4 規制対象者は、事業者が前項の規定に違反することとなることの情を知って、当該事業者から利益供与を受け、又は当該事業者に当該規制対象者が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

業名を公表しています。また、新聞等で報道されることもあり、対象企業と暴力団の不適切な関係が、地域社会において広く周知され、当該企業の風評が致命的に毀損される場合があります。その場合には、当該企業と取引を有する金融機関も、当該企業と暴力団員との不適切な関係を認識するに至り、銀行取引約定書や預金規約に導入された暴排条項に基づき、融資の引き上げや預金口座の閉鎖に動き出す

ことまで想定されます。このように金融機関との取引継続に障害が生じることが、暴力団との関係が明るみに出た企業にとつて、最も大きな制裁になるものと思われます。

なお、証券取引所の制定する有価証券上場規程等においても、暴力団関係企業の排除体制が整備されていますので、暴力団との関係が疑われる企業は、新規で上場することが著しく困難となります。また、暴力団との関

係が明るみに出た上場企業については、上場廃止になることもあり得ます。

暴力団との関係を直接の理由とする上場廃止の実例は、今のところ確認できませんが、次のような実例もあります。サービス業を営む企業が、合併に際して主幹事証券会社が作成する確認書（反社会的勢力と関係がないことを示す内容）を期限までに提出できず、それを理由に上場廃止となりました。このほか、不動産業を営む企業が、暴力団関係企業にマンションの入居者との立ち退き交渉を依頼し、多額の報酬を支払ったところ、その暴力団関係企業との関係を問題視した金融機関から取引を止められ、資金繰りに窮することになり、民事再生に至ったことから上場廃止となった例などがあります。

3. 不当要求の招来

暴力団関係者との取引や交友は、企業にとって存亡の危機すら招きかねない重大なリスクキャンダルとなり、それは当該企業に対する恐喝の「ネタ」にもなり

ます。取引先や交友先の暴力団関係者が牙をむいてくることもあり得ますし、それらから情報提供を受けた他の反社会的勢力が、スキャンダルの公表を仄めかして不当な要求をすることも想定できます。

このような不当要求に類する実例は、警察庁の「平成二十四年の暴力団情勢 (https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/houryokudan/boutai18/h24_jousei.pdf)」に掲載されています。指定暴力団傘下組織幹部らが、建設会社の元社長から損害賠償名目で金を脅し取ろうと企て、同幹部と元社長がホテルで面談している場面を撮影し、その写真を取引銀行と各株主に送付する旨を記載した書面と写真を送り、同社長から現金を脅し取ったという検挙事例（二〇一二年五月・三重県）です。

暴力団関係者との取引や交友には、暴排条例における利益供与の禁止に基づく制裁や風評毀損の危険性に限らず、このような暴力団関係者による加害行為を招来する危険まであることにも留意してください。